MIKURA.SR-OFFICE MONTHY REPORT

H

2023.07

(a)

労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

【特集】フリーランス新法

5月、組織に雇われず個人として働くフリーランスを保護する「フリーランス・事業者間取引適 正化等法(フリーランス新法)」が公布※されました。フリーランスに業務委託をする企業に対し て、取引の適正化や就業環境の整備を強化する内容となっています。※公布時の内容に基づいています。

対象となるフリーランスとは?、事業者とは?

フリーランス新法の対象者	定義の説明
フリーランス(特定 <mark>受託</mark> 業務事業者)	フリーランス(個人・法人)で従業員を雇用しない者
事業者(特定業務 <mark>委託</mark> 事業者)	特定受託業務事業者に <mark>業務委託</mark> をする企業等(法人・個人)であって、役員が2人以上又は <mark>従業員を雇用する者</mark>
取引(業務委託)	企業等がその事業のためにフリーランスに <mark>物品製造、情報成果物の作成</mark> 又は <mark>役務の提供</mark> を委託すること

企業に求められる取引の適正化(しなければいけないこと・してはいけないこと)

委託開始時

物)や報酬額を 書面等で明示す

ること

委託期間中

- 給付内容(成果 フリーランスの責めに期すべき理由のない成果物の**受領拒否**、 報酬減額、返品、給付内容の変更・やり直しをさせること
 - 相場より著しく低い報酬額を設定すること
 - 正当な理由なく自己の指定する物の購入等を強要すること
 - 自己のために金銭、役務等の経済上の利益を提供させること

委託完了時

原則として、 給付を受領し た日から60日 以内に報酬を 支払うこと



ここがポイント

● 事業者に求められる就業環境の整備

事業者が広告等でフリーランス新法 の対象者を募集するときは、最新情報 を保持しなければなりません。

また相手方のフリーランスの申し出 に応じて、妊娠・出産、育児、介護に と業務の両立配慮義務やハラスメント 関する相談体制を整備しておくことも 必要となります。

あわせて継続的に業務委託をしてい るフリーランスに契約解除する場合に は、少なくとも30日前に予告しなけれ ばならないこととされています。

労務Room Q & A



施行日はいつですか?また、この法 律に該当しない事業者やフリーランス は、従来通りの対応で大丈夫ですか?



公布日から1年6か月以内に施行され

フリーランス新法の対象外であるフ リーランスでも、独占禁止法や下請法 の関連法令には関係してきます。

実態が業務委託の要件を満たしてい ないと労働契約と判断される判例もあ ります。施行日までに今一度、運用を 確認しておきましょう。

【知るも知らぬも】 今月のトピックス

五(六)色不動尊巡り

都内には「目」に「色」が付いた寺が5つ、ないし6つあります。全部廻ると目の保養になるような気がして、目の色を変えて参拝してみました。目次代わりに巡礼順に掲載します。

① 目黄不動尊(最勝寺):東京都江戸川区。最寄駅は、JR線平井駅もしくは都営新宿線大島駅

② 目**首**不動尊(金乗院):東京都豊島区。最寄駅は、都電荒川線学習院下駅もしくはJR線目白駅

③ 目赤不動尊(南谷寺):東京都文京区。最寄駅は、南北線本駒込駅

④ 目黒不動尊(瀧泉寺):東京都目黒区。最寄駅は、東急目黒線不動前駅もしくはJR線目黒駅

⑤ 目青不動尊(最勝寺):東京都世田谷区。最寄駅は、東急田園都市線・世田谷線三軒茶屋駅

⑥ 目黄不動尊(永久寺):東京都台東区。最寄駅は、日比谷線三ノ輪駅

五(六)色不動尊巡りをした証拠が眼下の「今月の六枚」です。肝心の視力のご利益は今のところ二階から目薬の状態です。目が回る強行軍だったせいか、筋肉痛だけは目を 見張る効果があります。煩悩逞しく血眼でお参りしたのが災いして裏目が出そうです。

【魚くん探知記】 今月の一尾

鱚:きす

江戸の三大料理といえば「寿司」「蕎麦」そして「天ぷら」です。

キスが天ぷらの代表的食材になったのは、江戸時代に東京湾で多く獲れたためだともいわれています。

キスには種類が色々あり、東京湾で釣れたのはアオギスです。干潟での「脚立釣り」は、八十八夜の頃から始まる初夏の風物詩で、浮世絵にも描かれました。

昭和40年代以降、埋立開発の影響でアオギスが釣れなくなり、脚立釣りも姿を消しました。

大海原で脚立のうえに独り釣るのは何とも心 細い気がしますが、その恐怖感から

「今すぐ**Kiss** Me」と当時の人は 思っていたのかもしれません。

【一劇必撮】 今月の六枚













五(六)色不動尊

発 行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14 天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL: 03-3370-3733 FAX: 03-6300-4740

URL: https://www.mikura-sr.com

個人情報の保護に敏感です



SRPⅡ認証事務所



SECURITY ACTION 自己宣言者



電子申請・情報セキュリティ 宣 言 事 務 所